

赤い羽根共同募金 公民館等整備助成金 実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、赤い羽根共同募金の目指す「じぶんの町を良くするしくみ」「地域をつくる市民を応援する共同募金」の活動指針に則り、中央市内各自治会活動による公民館やふれあい広場整備等を対象とした助成を行い、地域福祉の推進に寄与する事を目的とする。

（助成対象事業）

第 2 条 助成対象事業は、下記のとおりとする。

1. 公民館、公会堂、集会場等整備・修繕事業
2. こどもの遊び場整備・修繕事業

（助成対象経費）

第 3 条 助成対象経費は、前条に規定する助成対象事業の一部について交付するものとし、助成額を対象経費の 9/10 とする。

また、他の助成金等の交付を受けている事業に関しては、他の助成金額を除いた額の 9 / 10 を対象経費とする。

（予算額）

第 4 条 当事業における各年度の予算額は 100,000 円とする。

（助成金の上限）

第 5 条 当事業における 1 団体あたりの助成金額は 100,000 円を上限とする。

（助成の制限）

第 6 条 原則として、過去 10 年間で当事業及びその他の赤い羽根共同募金配分金を受けた自治会は対象外とする。

- 2 申請年度より遡り、直近 2 年で家庭募金に協力いただいていない自治会は対象外とする。

（申請方法）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書に次の書類を添付し、中央市社会福祉協議会会長（以下 会長）が定める期日までに提出しなければならない。

1. 事業に関する見積書
2. 事業に関するパンフレット等
3. その他、会長が要求する資料等（必要に応じて具体的な指示を通知します）

（審査）

第 8 条 提出された申請は、家庭募金の協力状況を基に審査する。

当該予算を超える申請があった場合、赤い羽根共同募金家庭募金の協力比率等によって、決定するものとする。

（助成金の交付決定）

第 9 条 助成金の交付決定は山梨県共同募金会の配分決定を受け、次年度の 4 月末頃に交付決定団体に文書をもって通知する。

（助成金の実績報告）

第 10 条 補助事業が完了した日から 10 日以内に、助成事業実績報告書に、次の書類を添付し、会長に提出しなければならない。

1. 収支決算書
2. 領収書（写し）
3. その他、会長が必要と認める書類

附則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。